

第 19 回教育委員会

平成 28 年 10 月 11 日
午 前 10 時 30 分
本庁舎屋上会議室

議 案

議案第147号 大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案

議案第 147 号

大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校管理規則（昭和 35 年大阪市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項及び第 2 条の 2 第 1 項第 1 号中「中学校」を「小学校及び中学校」に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(参照)

(太字は改正)

大阪市立学校管理規則 (抄)

(学年及び学期)

第2条 省 略

2 学年を次の学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月31日 (**小学校及び**中学校においては8月24日) まで

第2学期 9月1日 (**小学校及び**中学校においては8月25日) から12月31日 まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

3 省 略

(休業日)

第2条の2 学校(幼稚園を含む。第8条の4、第8条の5、第8条の6及び第8条の10を除き以下同じ。)の休業日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日のほか、次のとおりとする。

(1) 夏季休業日 7月21日から8月31日 (**小学校及び**中学校においては8月24日) まで

(2)－(3) 省 略

2－4 省 略

学校管理規則の一部改正について

1 改正の理由

大阪市教育振興基本計画において、カリキュラム改革のひとつとして、小・中学校の教室に空調機等を設置し、学習に集中できる良好な環境を整備することで、夏休みを短縮し、短縮授業を実施しないなど、授業時間をさらに確保することを示している。中学校においてはすべての普通教室への空調機設置が完了したため、平成 26 年度より夏季休業期間を 7 日間短縮している。

小学校においても、平成 26 年度より空調機未設置校について順次普通教室への空調機設置を行い、平成 28 年 9 月にすべての普通教室への空調機設置が完了した。

については、平成 29 年度より、小学校においても夏季休業期間を 7 日間短縮し、さらなる授業時間の確保を図るため、本規則の改正を行う。

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日